

セミナーのご案内

経営者向けセミナーのご案内

受講料
無料

グロースセミナー第5弾

—企業法務に精通した弁護士が徹底解説—

弁護士が教える！ 正しい**弁護士**の使い方

トラブルを未然に防ぎ、被害を拡大させないための、弁護士活用の5つのポイント



日時 **2019年 1月29日(火)**
14:00~16:00

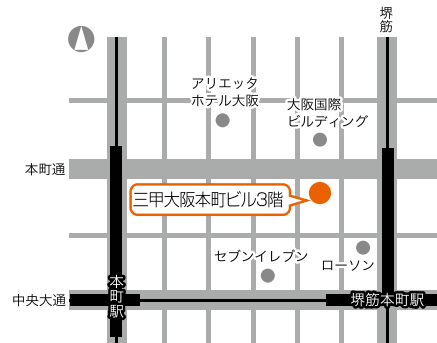


◀事務所ホームページから
お申し込み案内しております。

会場 **三甲大阪本町ビル 3階会議室**
〒541-0053 大阪市中央区本町2丁目3番8号

会場までのアクセス

【最寄駅】 堺筋線 堺筋本町 徒歩2分
御堂筋線 本町 徒歩5分



講師紹介



弁護士 徳田 聖也

経歴

平成18年3月
同志社大学文学部卒業
平成21年3月
立命館大学法科大学院修了
司法修習: 63期
平成22年12月
弁護士登録(大阪弁護士会)

講演歴

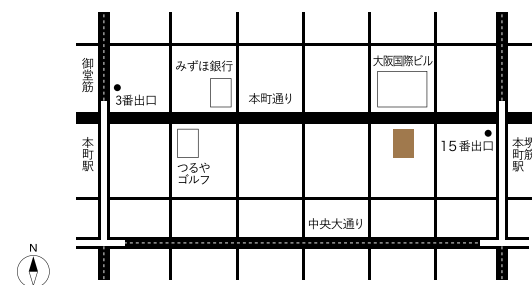
「必ず役に立つ相続・後見セミナー」
(於:介護事業所)
「融資を受けやすい事業計画書作成セミナー」
(於:グランフロント大阪)
「労務トラブルでの証拠の残し方」
(於:三甲大阪本町ビル)

発行

グロース法律事務所

〒541-0053
大阪市中央区本町2丁目3番8号 三甲大阪本町ビル10階
TEL 06-4708-6202 FAX 06-4708-6203

Access



時代を切り開くすべての経営者のために

News Letter

グロース法律事務所 ニュースレター

2019年
1月号

新年明けましておめでとうございます。

昨年3月16日に弊所を設立後、初めての新年を迎えることが出来ました。

これもひとえに皆様のご高配の賜物であることより御礼申し上げます。

昨年は、より多くのクライアント様、隣接専門士業、弊所と何らかのつながりをもっていただけております
皆様に、そもそも弁護士は何ができるのか、どこに弊所の独自性があるのか等々を発信させて
いただくため、クライアント様向けには以下のようなセミナーを開催させていただきました。



【クライアント様向け】

- 中小企業にとって今、必要なコンプライアンスと労務管理
- 介護人材定着セミナー
- 従業員と揉めない！退職勧奨における4つのポイント
- 中小企業に求められる同一労働同一賃金、長時間労働への具体的対応策
- 介護施設向け労務セミナー～従業員のハラスメントに事業所が行うべきこと
- 企業間契約書のポイント

「グロース(growth)法律事務所」という事務所名は、職務領域に対する誇り、専門性、不断の努力、そのために常に成長するという気概を込めたものです。

常に成長し続けるため、弊所では、他に代えがたい仕事をするを心がけています。それは、決して突飛なことをすることではありません。しかし、私たちにしかできないことをするのでなければならぬと考えています。

今年は、元号も代わる新たな年となります。私たちは新たなチャレンジをしますが、それは一見誰にでも出来そうな業務をより深く掘り下げ、他と差別化し、依頼者の真の利益を実現することにつながっているものであることが基本でなければならぬと考えています。

今年も、引き続き、セミナーやニュースレター等を通じ、共に成長をし続けられる情報を発信していきたいと存じますので、引き続きどうぞ宜しくお願い申し上げます。

末筆ながら、2019年が皆様にとって更なる飛躍の1年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。

本年もどうぞ、宜しくお願い申し上げます。

2019年 元旦

グロース法律事務所 弁護士 谷川 安徳 弁護士 徳田 聖也

「弁護士が考える相談のタイミングとは？」

弁護士 徳田 聖也

はじめに

新年あけましておめでとうございます。これまでのニュースレターでは、主に個別具体的な法的論点や裁判例などをご紹介し、企業経営者にとって有益と考えるコラムをご提供してまいりました。

2019年最初のコラムでは、少し趣向を変えて、弁護士視点から考える法律相談のタイミングについてお話をさせていただきます。2019年も弁護士を上手く活用していただき、皆様の経営のご発展の一助となるための参考にしていただければ幸いです。

可能な限り早期のご相談を

企業の経営をしていると、「この判断は法的に正しいのかどうか」「この説明は法的に大丈夫なのか？」など、不安を抱くことは多いと思います。また、そもそも法的な問題なのかどうか分からない不安も多いと思います。

結論から申し上げますと、弁護士に相談するタイミングは、そのような不安を抱いたときに即座にご相談いただくことをおすすめしています。

実務でよく経験するタイミングを逸したご相談の例を挙げますと、

① 労務管理について

問題と考えられる従業員の解雇について、解雇が認められる法的な要件や会社として残しておくべき資料の有無の確認を行わないまま解雇を断行してしまい、後に解雇無効の請求を受けてからご相談に來られると、解雇の要件を満たしていない場合には、数百万円の解決金が必要になる場合もあります。

② 契約関係について

新規取引先との契約締結の際に新規取引先から示された契約書を信頼して、深い検討をせずに漫然とサインしてしまったことから、後に契約をめぐる紛争が生じた際に極めて不利な立場に立たされてしまったといった事案や、取引先との契約に契約書のひな型をインターネット上からダウンロードして使用したものの、実際に契約当事者間で見解の相違があった際に、契約書にその紛争に関する事項の記載がなく役に立たなかった事案などがあります。

これらの事案については、事前に弁護士にご相談いただければ劇的に結果が変わっていたかもしれません。

上記のような事案についても解雇の判断を行う際や、契約締結時には「少し不安だな」「大丈夫だろうか」と思われることは少なくないのではないのでしょうか。しかし、「わざわざ弁護士を探して手間をかけてまで相談するようなことではない」と考えて、ご相談

に至らないことも多いのではないのでしょうか。

しかし、可能な限り早期に弁護士にご相談いただくことにより問題を未然に防いだり、最小限にとどめたりすることが可能になります。そしてその経済的効果は時に数百万円から数千万円になることもあるのです。

まずは、早期に弁護士に相談することを心がけること、またそのためには普段から些細なことでも相談できる弁護士を決めておくということも経営にとって重要なことではないのでしょうか。

弁護士に何を相談すればよいか

では、実際にどのようなことを弁護士に相談すればよいのかという疑問をお持ちの方も多いのではないのでしょうか。何を話したらよいかわからないので弁護士に相談するタイミングを逃してしまうということもあると思います。

弁護士の立場からは、上述しました労務問題や契約問題などの法律に関する事項はもちろんのこと、資金繰りの相談や従業員の離職問題など、経営に関するお悩みがあればご相談いただければと考えております。

法的な問題ではないと考えていたことが実は法的な問題であり、後にトラブルに巻き込まれるということも少なくありませんし、実際には法的な課題に見えなくても根本的な原因をたどると法的な課題と密接に関連していたというケースもあります。また、弁護士では解決できない事案でも他の士業をはじめとした専門家をご紹介することで問題の解決を図ることも可能です。

従って、経営に関するお悩みについて、いつでもすぐに相談できるという体制を作っておくことが重要なのです。

最後に

以上のとおり、弁護士への相談はできるだけ早期に法的な問題か否かにかかわらず、ご相談いただくことがベストです。顧問弁護士に普段から自社の業務について継続的に相談しておられると、弁護士としても具体的な業務を前提としたより適切なアドバイスが可能になります。

従って、現在顧問弁護士がおられない場合は、まずは信頼のおける顧問弁護士を探すということから始められてはいかがでしょうか。本コラムの視点で戦略的に弁護士をご活用ください。

そこで、ぜひ、同封しております法律問題チェックリストを活用いただきチェック項目が入った場合は当事務所にご相談ください。チェック項目はまさに弁護士が必要となる場面です。

グロース法律事務所では、企業法務を専門としており、企業の皆様の成長に寄与できるよう日々研鑽を積んでおります。顧問弁護士が必要と感じられたら、お気軽にお問合せください。

以上



編集後記

弁護士谷川安徳の趣味に関する抱負

私は、興味を持ったことに対して強いこだわりをもってしまふタイプであるため、あまり多趣味にしてしまうと何かとちもませんが、これまでの長年の趣味といえますと、

革靴…革靴は年々良さが増してきます。24歳の時に購入した、ジョンロブ製の革靴は今もはき続けています。

ワイン…味を知るため、1ヶ月間、同じ村の生産者の異なる白ワインを飲み続けたということもしました。

ゴルフ…趣味というよりも競技志向。ゴルフクラブにもこだわりがあります。というような趣味ですが、今年は登山を多く経験して、早く富士山に登頂したいと思っています。



弁護士徳田聖也の趣味に関する抱負

私は学生時代から野球を続けており、弁護士登録後も大阪弁護士会の野球部に所属しております。弁護士会の野球部は全国大会なども開催されており、真剣かつ活発に活動しております。

近年は子育てに追われることが多く野球部の活動から遠ざかっていましたが、久しぶりに練習に参加すると気持ちの良い汗をかくことができ、気持ちもリフレッシュしました。

今年はより積極的に野球部活動にも参加し、健康な体作りに活かしたいと思っています。



人と人とのつながりを大切に、
一つの束になって、
高みを目指し、成長する。

徳田 聖也

谷川 安徳

現在、初回のご相談はご来所いただける方に限り無料とさせていただきます。
(企業の法務問題のご相談に限らせていただきます)

TEL.06-4708-6202

受付時間 / 9:30~17:30
定休日 / 土・日・祝

